

薬剤師法施行規則及び薬事法施行規則の一部を改正する省令

| | |
|------|------------------|
| 発簡日 | 平成 20 年 4 月 17 日 |
| 発簡番号 | 厚生労働省令第 96 号 |

本文

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）の一部の施行に伴い、薬剤師法施行規則及び薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 20 年 4 月 17 日

厚生労働大臣 舩添 要一

薬剤師法施行規則及び薬事法施行規則の一部を改正する省令

第一条 （薬剤師法施行規則の一部改正） 略

（薬事法施行規則の一部改正）

第二条 薬事法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 138 条第 2 項中「及び第三項」を「、第三項及び第四項」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。